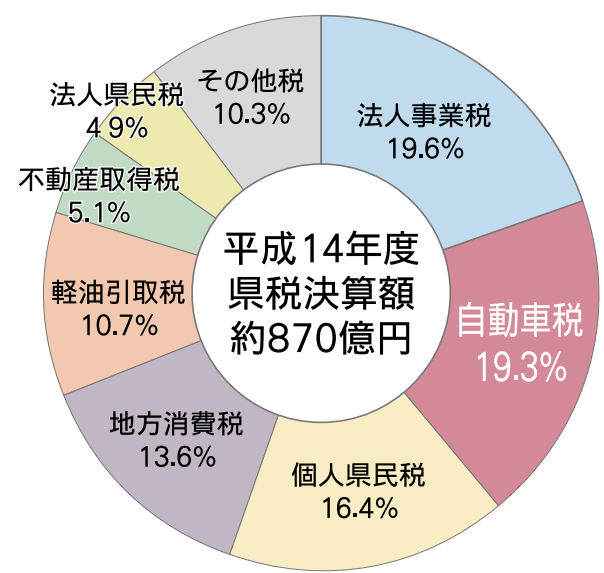




④差し押さえ

給与、預貯金などを差し押さえて、強制的に税金を強制徴収することになります。



平成14年度県税決算額

差押予定財産

- 貯金**
- 給与**
- 自動車**
- 不動産**
- 電話加入権**

その他にも、財産調査をして、財産があれば差押えを行います

沖縄県の税収はおよそ870億円。そのうち自動車税が占める割合は約19%と県税の中で大きな税源となっています。しかしながら、沖縄県の自動車税の納付率は、他県と比較して悪く、その改善が県の重要課題となっています。そのため、県では自動車税滞納整理強化月間を設け、全県税職員を動員し滞納額の圧縮に努めています。

# 自動車税は納めましたか？

今月は自動車税滞納整理強化月間です！

①督促・催告書

納期限を過ぎても自動車税を納めない方に対しては、督促状を発送して納税を促します。督促期間を過ぎても納めない方に対しては、催告書を発送します。



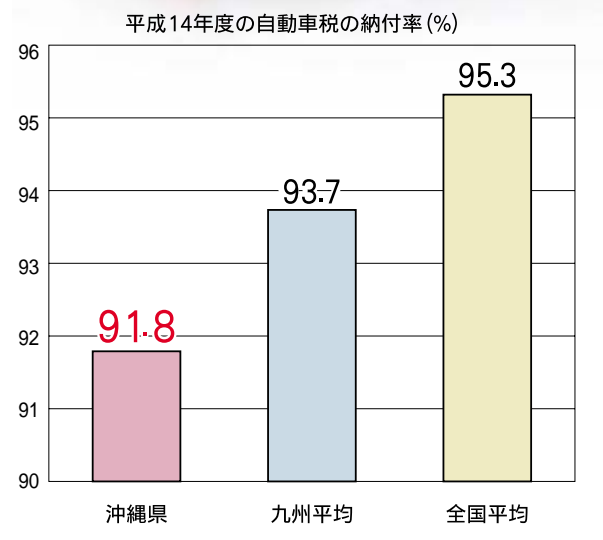
②自宅訪問・電話

催告期限を過ぎても納めない方に対しては、電話による催告、お宅を訪問しての催告などを行うことになります。



③財産調査(自宅・職場)

それでも納めない方に対しては、お勤め先の調査を行うと同時に、財産の調査も開始します。



**県民の皆様へ**

税金は、学校施設の整備・充実や道路の整備、また福祉施設の充実など色々な形で県民の生活向上のために利用されています。県税の二割近くを占める自動車税がきちんと納められないと、計画的な行政サービスの執行に支障をきたしてしまいます。

自動車税は我々県民にとって大変重要な財源です。このことをご理解いただき、現在未納の方は最寄りの金融機関又は県税事務所にて納付していただきますようお願いいたします。

県税務課長 大城 慎儀

お問い合わせ  
 県税務課  
 TEL 098-866-2101  
 FAX 098-866-2709